資料７

柏ＳＴＯＰフレイル会議設置要領

制定　平成２８年　３月２４日
施行　平成２８年　４月　１日

１　目的

いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちを目指し，市民の健康づくり・フレイル予防を効果的に推進するため，柏ＳＴＯＰフレイル会議（以下「会議」という。）を設置する。

２　役割

会議は，次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) フレイル予防の普及・啓発と効果的な推進に関すること。
(2) 地域における市民主体の活動の促進に関すること。
(3) フレイル予防に係る関係機関の連携・調整に関すること。
(4) その他必要な事項

３　組織

会議は，委員，アドバイザーをもって組織し，別表の機関の者で構成する。

４　任期

委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

５　会議

(1) 会議は，市長が招集する。
(2) 会議に座長を置き，座長は健康医療部長とする。
(3) 座長は，必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

６　事務局

会議の事務局は柏市健康医療部に置く。

７　補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要領は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和７年４月１日から施行する。

資料７

別表

【委員】

柏市ふるさと協議会連合会
柏市社会福祉協議会
地区社会福祉協議会
柏市民生委員児童委員協議会
柏市民健康づくり推進員連絡協議会
柏市スポーツ推進委員協議会
健康づくり活動団体
認定栄養ケア・ステーション柏市連絡協議会
柏市在宅リハビリテーション連絡会
地域包括支援センター
学識経験者
柏市

【アドバイザー】

柏市医師会
柏歯科医師会
柏市薬剤師会
東京大学高齢社会総合研究機構